予算決算特別委員会

一般会計補正予算

◆ **一般会計補正予算（第2号）**

約15億1千3百万円

・主な内容は、減債基金積立金3億8千2百万円余り、ほかほか暖房費助成8千4百万円、荘川産業廃棄物最終処分場計画への追加調査1千万円、中小企業融資関連2億4千9百万円、道路・河川等の予防保全4億円、学校給食材料費2千百万円などである。

・松之木千島線関連では、防音・振動対策、道路補修、JR工事の資材・人件費の高騰等を反映した。

・図書館の空調2台更新、文化会館整備、公共交通見直し経費等を審査した。産業廃棄物最終処分場計画については、市が県条例に基づく手続きに対する意見書を提出できるよう更なる調査・検証を進める。

特別会計補正予算

◆ **国民健康保険事業特別会計は、令和7年度保険給付費等交付金の返還金として、繰越金を財源に3千2百万円余りを追加する。**

◆ **地方卸売市場事業特別会計は、令和7年度決算に係る消費税納付に対応する補正を2百万円余り行う。**

・主な質疑

問 松之木千島線工事でのトンネル掘削等の影響で、仮に井戸が涸れた場合、補償はしてもらえるのか。

答 そのようなことがあったら補償の対応をしていくことになる。



問 第1松倉踏切の歩道設置工事で特殊資材が必要になったという説明があったがその内容は。

答 特殊資材というのは線路内の融雪装置であり、もともと必要なものとして積算されていたが、昨今の物価高騰による影響により増額が必要となったもの。

憲法改正にあたって慎重審議を国会に対して求める意見書の提出を求める請願

総務環境委員会では、請願の審査にあたり、請願者を参考人として招致し、願意の確認と質疑の後、紹介議員である坂下美千代議員と上嶋希代子議員に質疑を行いました。参考人への質疑においては、意見書の内容について、「慎重審議」「国民合意」「自衛隊の戦争参加」「軍事力に頼る国際紛争の解決」「市民の声」といった論点で、質疑が行われました。

審査における議員の主な意見

「憲法改正にあたっては第九条だけでなく幅広い議論がされていること、また、さまざまな法的手続きが定められている中で、国会の審議の進め方に対して高山市議会として意見書を提出することは認められない。」

「意見書の文面は、多くの高山市民の思いを反映したものとは言い難く、さまざまな議論がある中で、この意見書を、高山市民の総意として国へ提出することには賛成できない。」

「安心して平和に暮らせることが市民の思いであるのは確かであり、慎重な議論を求めることも理解はできるが、憲法改正にはさまざまな議論があり、一方の意見のみ取り上げた意見書を提出することはできない。」

以上のような審査の結果、憲法改正にあたって慎重審議を国会に対して求める意見書の提出を求める請願書は、全員一致で不採択とすべきものと決し、本会議においては、賛成多数で不採択と決しました。